

医 第 1 9 2 2 号
平成 3 0 年 8 月 1 5 日

各病院管理者 殿

山梨県福祉保健部長
(公 印 省 略)

医療機関における災害対策の徹底について (通知)

医療行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、医療機関の災害対策については、平成 2 8 年 4 月の熊本地震を契機に、病院が被災した場合の診療継続について、大きな課題とされたことから、県では業務継続計画 (B C P) の策定について、策定セミナーを開催する等、各医療機関に B C P 策定を促してきたところであります。

平成 3 0 年度においては、大阪北部地震の発生により、非常用電源が使用できない状況となった病院もあり、別添のとおり国からも対応を促す文書が発出されております。

また、先の西日本豪雨では、水没により病院の機能が失われ、これまで想定してきた被災時の業務継続だけでなく、ハザードマップ等により被害を想定し、避難確保計画の作成や訓練等を検討する必要も出てきております。

各医療機関におかれましては、いつ発生するか分からない災害に備えるため、B C P 策定に加え、避難確保計画の作成、避難訓練、各種機器の点検等、必要と思われる対応について、徹底されるようお願いいたします。

当該通知は、山梨県のホームページにおいて掲載しています。

(<http://www.pref.yamanashi.jp/imuka/25800162747.html>)

山梨県福祉保健部医務課
医療整備担当

TEL 055-223-1483

医療指導・県立病院担当

TEL 055-223-1482

FAX 055-223-1486

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

病院が有する非常用電源に係る保安検査の実施の徹底について

大阪北部を震源とする地震において、国立循環器病研究センターで何らかの異常により非常用電源が使えず一時的な停電が発生した。その後、同センターで確認を行ったところ、電気事業法で定める保安検査（停電を伴って実施するもの）を、少なくとも5年以上実施していなかったことが判明した。

厚生労働省は、全ての病院に、自ら被災することを想定して業務継続計画（以下「BCP」という。）の作成に努めることを求めており、BCPに基づく非常用電源を含めた業務継続に必要な設備等の確保及び点検は必要不可欠であると考えている。

貴職においては、管内の非常用電源を有する全ての病院に対して、関係法令（電気事業法、消防法、建築基準法）の規定に基づく非常用電源の保安検査の実施状況について直ちに確認するとともに、当該保安検査を実施していない場合は直ちに実施し、確保した非常用電源が問題なく稼働するか確認するよう指導方お願いします。

なお、今後、全ての病院に対して、BCPの策定状況並びに非常用電源の確保状況及び点検状況等の取組について調査を行う予定であることを申し添える。

（照会先）

厚生労働省医政局地域医療計画課

災害医療対策専門官 北久保（内線2558）

災害医療係長 深 山（内線2548）

TEL 03-5253-1111